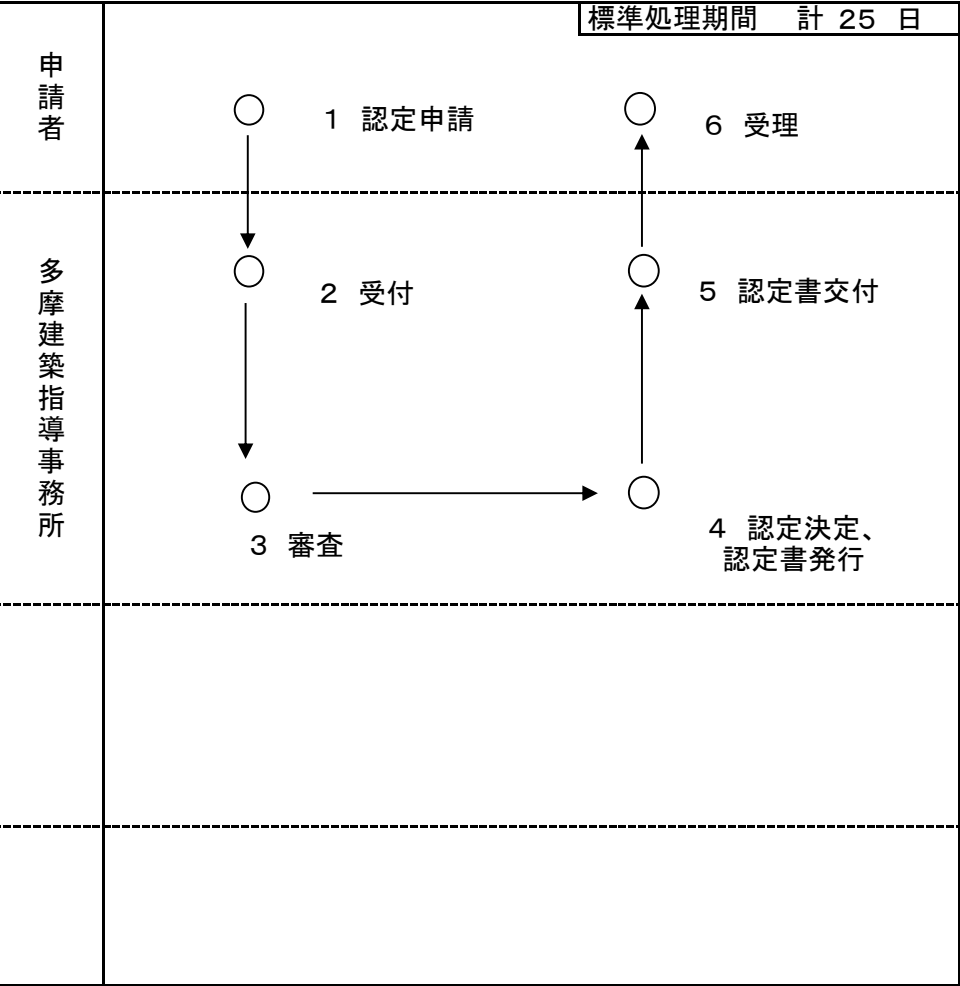


事務処理フロー図

事務名 障害者等に配慮を要する特殊建築物に係る制限の緩和に関

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口(区、支庁)に申請書を提出します。
2	受付	提出された認定申請書の形式審査を行い、適正なものは受け付けます。
3	審査	認定することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	認定決定・ 認定書発行	認定を決定し、認定書を発行します。
5	認定書交付	認定書を申請人に対し交付します。
6	受理	